

1 .近代の自由主義は、中世の宗教的な圧迫に対する抵抗から生まれ、信教の自由は、あらゆる精神的自由権を確立するための推進力となったものである。

2 .信教の自由は、各国の憲法において等しく保障している。

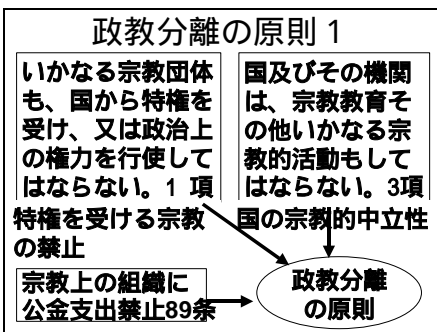
3 .信仰の自由・・個人の内心における自由であって、絶対的に侵すことは許されない。

4 .宗教的行為・・宗教的行為への参加を強制されない自由を含む。

「20条2項 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。」この点を重ねて強調している。

信教の自由の保障

信仰の自由は、個人の内心の自由であり、絶対的に侵すことはできない。
 宗教的行為の自由、宗教的結社の自由は、公共の福祉による制約を受ける。行動の自由の規制であるが、内面的な信仰の自由に深く関わる問題であるから、制約は、必要不可欠な目的を達成するための最小限の手段でなければならない。



第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

政教分離の制度的保障の規定である。

政教分離の原則 2

政教分離の規定は、いわゆる制度的保障の規定であって、間接的に信教の自由を保障しようとするものである。そして、国家と宗教とのかかわり合いをもつことを全く許さないとするものではなく、国家と宗教とのかかわり合いが相当とされる限度を超えることを許さないとするものである。

政教分離原則の限界

国家と宗教とのかかわり合いが、相当とされる限度を超える = 20条3項の「宗教的活動」とは、

行為の目的が宗教的意義

行為の効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等

目的・効果基準

1 . 国家と宗教との厳格な分離といっても、国家と宗教とのかかわりを一切排除する趣旨ではない。これは、現代国家が、福祉国家として、宗教団体に関しても、他の団体と同様に、平等の社会的給付を行わなければならない場合がある。(宗教団体設置の私立学校に対する補助金の交付など)。そこで、国家と宗教との結びつきがいかなる場合に、どの程度まで許されるのかが問題となる。

政教分離原則の判例 1

市が行った地鎮祭は、宗教とのかかわり合いをもつが、その目的が専ら世俗的なものであり、その効果は神道を援助、助長、促進し、または他の宗教に圧迫、干渉を加えるものではないから、政教分離原則に反しない。(津地鎮祭事件。最大昭和52.7.13)

政教分離原則の判例 2

地方公共団体が靖国神社に玉串料等を奉納することは、その目的が宗教的意義を持ち、その効果が特定の宗教に対する援助、助長、促進になり、両者のかかわり合いが相当とされる限度を超えており、違憲な公金支出である。（愛媛玉串料訴訟。最大平成9.4.2）

制度的保障

人権と結びつく一定の制度それ自体を保障することで、間接的に人権の保障を確保しようとするもの

国家と宗教の結びつきが禁止されることにより、個人の信教の自由が保障される。他に、学問の自由を保障するために「大学の自治」が、財産権の保障を確保するために「私有財産制度」が制度的保障であると解される。

過去問題

156.市体育館の建設にあたって、市が挙行した地鎮祭は、宗教とのかかわりを持ち、その目的がもっぱら世俗的なものであっても、憲法が禁止する宗教的活動にあたる。
(2-21-3、7-26-4)

過去問題

誤 地鎮祭は、宗教とのかかわり合いをもつが、その目的が専ら世俗的なものであり、その効果は神道を援助、助長、促進するものではないから、憲法が禁止する宗教的活動にはあたらない。

過去問題

157.地方公共団体が靖国神社に玉串料を奉納する行為は、両者のかかわり合いが相当とされる限度を超えており、違憲な公金支出である。(12-4-5)

正 (愛媛玉串料訴訟。 最大平成9.4.2)